

戦争に行かず、 選挙に行こう

弁護士 横光 幸雄



はじめに

安倍内閣は、一昨年七月に集団的自衛権を容認する閣議決定をしました。しかし日本が攻撃されなくても、他国が攻撃された場合に、援助のために武力行使ができるという集団的自衛権は、明らかに憲法に違反するもので、もしも集団的自衛権を行使しようとするならきちんと憲法改正の手続を踏み、国民投票を行うべきで、内閣の閣議決定で憲法の内容を変更することは、立憲主義に違反する暴挙です。

安保関連法案の成立

集団的自衛権の閣議決定に対し、多くの憲法学者、歴代の内閣法制局長官が、立憲主義に違反するとの声を上げました。また多くの市民、シールズに結集する若者、全国の弁護士会もこぞって反対運動にとり組みました。

しかし、安倍内閣は、引き続き国会に安保関連一〇法案（戦争法案）を提出し、昨年九月一九日、数の力でこの法案を強行採決させてしまいました。この結果、今のまま安倍内閣が続くなら、集団的自衛権の名のもとに、いつ他国の戦争にまき込まれるか分からない危険な状態が続いていくこととなります。

野党共闘

戦争法案に対し、当時の民主党をはじめとする野党は、こぞって反対の態度をとってきました。しかし、野党がバラバラではとうてい安倍内閣に勝てません。そこで多くの市民から「野党は共闘」の声が上がり、今年二月の五野党党首会議で、「安保法制の廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を共通の目標とする」「安倍政権打倒を目指す」ことが合意され、国政選挙での共闘が進むようになり、現時点で参議院議員選挙地区区の三二の一人区の全ての選挙区で候補者調整が完了し、七月一日に予定されている参議院議員選挙では野党統一候補で選挙を闘える状況になっています。

消費税増税の延期

また、安倍内閣は、アベノミクスによる経済再生をとなえる一方で、消費税一〇%への増税は「リーマンショック級の混乱や東日本大震災級の事態が発生しない限り実施する」と繰り返し言明してきました。

ところが参議院選挙の直前になって、増税延期を表明しました。私は延期には賛成ですが、その理由には納得できません。安倍首相の延期理由は、伊勢志摩サミットにおいて「世

界経済の状態がリーマンショック前の状態に似ている」とされたとの独善的な認識です。しかしサミット首脳宣言は、「世界経済の回復は続いているが、成長は引き続きゆるやかに進む」とされており安倍首相の認識とは全く異なるものです。

このような安倍首相の手法は、戦争法案の審議における周辺事態や存立危機事態の説明と同様、事実と道理で国民を説得しようとするのではなく、ウソとゴマかしで国民を欺こうとしているとしか言えないもので、その口調と相まって聞くに耐え難く信用できないとしか言い様がありません。

アベ政治を許さない!

来たる七月一日に参議院議員選挙があります。安倍内閣の集団的自衛権閣議決定、戦争法案強行採決後の最初の国政選挙です。

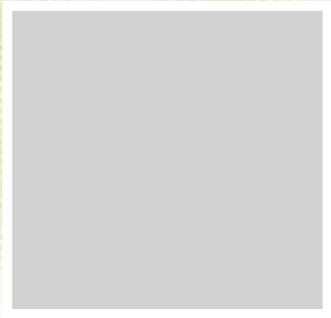
また、実際に戦争に駆り出される危険のある一八歳から投票ができるようになった最初の選挙でもありません。

皆さん、立憲主義をくつがえすアベ政治の継続を許さず、平和憲法擁護の意思を表明すべくこぞって選挙に行きましょう。

離婚と面会交流

～北風よりも太陽だ!!～

弁護士 東 敦子



3人姉妹の長女のハナちゃんは、物心ついたときから、何か気に入らないことがあるとママを殴るパパを怖いと思っていました。でも、パパは子どもたちのことは好き。遊ぶときは楽しいパパ。ママも子どもたちのことを思ってたかな。離婚には踏み出せませんでした。ある日、ママが殴られているところをハナちゃんが庇うようになり、ママは震えるハナちゃんをみて、このままではいけない・・・と子どもたちを連れて家を出ました。

しばらく続く離婚調停。パパは「妻が約束を守らないから殴った。妻だって悪い。僕は子どもたちに会いたい。虐待？って別に子どもには暴力振るっていませんよ。父親に会わせない妻の方が子どもを虐待している。」ママは「子どもの目の前で私を殴ることだって、子どもに対する虐待です。」パパは親権も争い、離婚調停も面会交流の調停も長期化していきました。ですが、そんなパパにも変化が出てきました。ママが殴られていたとき、子どもたちがどんなことを感じていたかを裁判所の調査官が聴き取りして作ってくれた報告書を読んだ後でした。少しずつ「悪かったな」という言葉が出るようになってきました。でも、ママはパパが怖い。子どもたちを連れてパパと顔を合わせることもできない。そこで、裁判所での試行的

面会交流を経て、その後は私が子どもたちの引渡しをすることになりました。一度、裁判所でパパに会っていたからか、二女と三女は「パパのところに行くよ!」と元気でしたが、ハナちゃんは「やっぱり私は嫌、ママという」と拒否。その後も拒否が続きました。あるとき、ママが「このままでいいのかな。なんだかハナも悩んでいるみたい。」と心配顔。ある日、ちょうどパパに二女と三女を引き渡して1時間たったところで、私はママと待っているハナちゃんに話しかけました。「あのね、パパと遊ばんでもいいけど、最後に『元気にしとるよ』って最後に顔だけみせに行こうか?」、するとハナちゃんは「それだけやったらいいよ。」と私と一緒にパパのところに行きました。ハナちゃんが姿を見せて喜んだのは二女と三女。「一緒に遊ぼう!」

と連れて行ってしまいました。パパも少し恥ずかしそうに笑顔でお出迎え。ハナちゃんは私に手を振って遊びにいき、しばらく一緒に時間を過ごしました。別居から、ここに至るまで2年がたとうとしていました。それからさらに1年、裁判官がいろいろと工夫してくれたおかげで、弁護士が入らなくても、パパとママで面会の約束ができるようになり、ようやく離婚も成立しました。長かったけど、ハナちゃんの笑顔のために周囲の大人がちょっとずつがんばった離婚と面会交流でした。もしパパや周囲がイライラしていたら、ハナちゃんも気持ちももっと固まっていたかもしれない。どんなにスピードを求められる世の中でも、北風よりも太陽だと私は思います。

新人事務職員紹介(神戸 栞)



今年の2月より事務員として働かせていただいている神戸と申します。出身は長崎の佐世保で事務所に就職したのを機に北九州に来ました。こ

ちらに来た当初は、慣れない土地、仕事で不安に思う事もあったのですが、明るく楽しく優しい先生方、事務員の方々のおかげで、約4ヶ月たった今では笑顔の絶えない充実した日々を送っております。

事務所に来るまで法律とは無縁の人生だったので、今は毎日沢山の聞き慣れない難しい言葉と格闘していますが、1日でも早く皆様の力になれるよう積極的に多くの業務を身につけていきたいと思っております。これから、よろしくお願致します。

長崎・五島列島、野崎島

キリシタン信仰の跡 自然に還りゆく廃屋…



弁護士 溝口 史子



旧野首教会



自然学塾村

弁護士会北九州部会の公害環境委員会委員有志で、野崎島を訪れた。野崎島は、五島列島の北部に位置する島だ。かつては600人を超える島民が、傾斜地を切り開いて作った野崎・野首・舟森の3つの集落に、自然の恵みを糧として暮らしていたらしい。その後、島では過疎化が進み、2001年以降、木造廃校舎を再利用した簡易宿泊施設「野崎島自然学塾村」の管理者を除き、無人の島となったそうだ。また、この島には、隠れキリシタンが生活を切り詰めて建てた旧野首教会があり、教会を含む集落跡は、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」として、ユネスコの世界遺産暫定リストに記載されている。

野崎島への交通手段は、野崎島の隣の小値賀島からの町営船1日1往復のみである。島内には店や民家はなく、車も通らないため、傾斜地を徒歩移動しなければならぬ。落石のおそれや、野生のシカやイノシシ、マムシが生息していることもあり、安全管理上、入島には事前届出が必要だ。また、私達が訪れた季節は、ヌカカという吸血蠅が大量発生しており、虫対策も必須だった。



旧野崎集落の廃屋

野崎島への交通手段は、野崎島の隣の小値賀島からの町営船1日1往復のみである。島内には店や民家はなく、車も通らないため、傾斜地を徒歩移動しなければならぬ。落石のおそれや、野生のシカやイノシシ、マムシが生息していることもあり、安全管理上、入島には事前届出が必要だ。また、私達が訪れた季節は、ヌカカという吸血蠅が大量発生しており、虫対策も必須だった。

野崎港に降り立った観光客は私達のほか1組だった。船を降りてすぐに目に入ったのは、旧野崎集落の廃屋とそこかしこに散らばるシカの姿だ。集落を横目に海岸沿いの急傾斜を登り、旧野首集落に向かった。目に映るのは自然とシカのみ、聞こえるのは鳥の鳴き声のみだ。日頃の運動不足が祟り疲れてきた頃、かつての島民の手によるものか、きれいに積まれた石組と段々畑が広がる中、自然学塾村の廃校舎と旧野首教会が見えた。

旧野首教会は、五島列島で教会建築を多く手掛けた鉄川与助の手によるもので、レンガ造り、リブ・ヴォールト天井、ステンドグラスや椿のモチーフが美しい教会だ。現在は祈りの場としては使われていないが、大切に管理されていることがうかがえた。

自然学塾村には、野崎島に関する資料が置かれた休憩室、宿泊室や、調理室、トイレ等が備えられていた。調理室を借りて昼食を戴く。校舎の片隅に置かれたピアノで仲間2人が披露してくれる生演奏に耳を傾ける。畳に雑魚寝して夜行フェリーでの寝不足を解消する。静かでゆったりとした時間を楽しんだ。

旧野首集落から傾斜を下ると、野首海岸の白い砂浜とエメラルドグリーン色の海が広がっていた。海岸を散策すると、ヌカカが体中に止まり、耳にまで入ってくる。美しい海を堪能するには、季節を選んだ方がよさそうだ。

7時間程度の滞在だったが、野崎島では、島を切り開いた島民の努力、それを支えた信仰の跡、島民なき後集落が自然に還っていく様子を、そのままに感じる事ができた。

スポーツは楽しいもの

弁護士 平山 博久



僕は、昔から運動をしたり、スポーツ観戦をすることが好きでした。

ところが、ここ数年は運動・スポーツをする機会がなく（というか機会を作っておらず）、たまにテレビでスポーツ観戦をすることが中心になっていました。

先日、せっかく北九州に住んでいるんだから、地元ของทีมの応援をしようと思い、大分県の球場までグラヴァンツ北九州の試合を観に行ってみました。残念ながら試合は負けてしまいました。

しかし、選手同士が駆け引きをして、素早い動きで、躍動する姿を実際に目の当たりにすると、色々と新しい発見があります。

ヘディングの時のジャンプの高さや、タックルの時の当たりの強さ、ボールをキープするときの重心の低さ、パス・シュートの速度・精度など、一つ一つのプレーのレベルの高さに驚かされます。

小学生の試合などでは、ずば抜けて上手い子がいると、上手であることが大変わかりやすいのですが、プロの試合は選手皆が上手であるため、一般人と比べて



どれだけ上手であるかがわかりにくい面があります。ですから、一つ一つのプレーの精度や試合の過程ではなく、どうしても結果だけに目が行きがちです。僕自身もテレビ録画したサッカーの試合を観ていて、点が入らない展開に途中で飽きて、得点シーンまで早送りと巻き戻しを繰り返したこともあります。

しかし、久しぶりに実際の試合を観ると、選手たちの表情や動きを通して、選手たちが絶対に勝つという気持ちをもって試合に臨んでいること、そのため

ルで試合をしているか、そのために日々どれだけトレーニングしているか、ということに改めて気づかされます。特に、自身と選手とを比較して、昔同じことができたか、今同じことができるか、と考えてみると選手のレベルの高さに対する思いは、より一層強くなります。

最近、錦織選手を中心としたテニス、バレーの日本代表、野球、サッカーなど様々な試合がテレビ放映されており、会場に行かなくてもたくさん試合を見る機会があります。

そして、試合が終わった後のみなさんの評価をインターネットでチェックすると、勝ちの結果だと称賛するが、負けの結果だと批判する意見が目立ちます。日本代表のバレーのオリンピック予選に対する批判などは辛辣でした。

応援しているからこそ負けると批判をしたくなるという気持ちも分かりますし、僕も負けたときには本当に残念に思いますし、もう応援しない!!と思うこともあります。それでも結局応援するわけですが。また、オリンピック予選なんだから、あるいは、プロなんだから結果が全てという人もいるかもしれませんし、その考え方も正しいと

思います。

しかし、選手に選ばれるだけでも大変な努力を重ね、日本代表という声援を受ける重圧、勝たなければならない重圧に耐えながらプレーしている選手に対する意見として、どうなのかなあ、もっと純粋な目でスポーツを楽しみながら観ることができないかなあ、とも思うのです。

ところで、みなさんは、幼い頃、スポーツを見ていたとき、すごい！こんなことができるんだ！自分には（まだ）できない!!と驚きながら、次はどんなプレーをするんだらう、いつかこういうプレーができるようになっていって、ワクワクしながら一つの選手のプレーを見ていなかったでしょうか。試合結果が負けだったとしてもその興奮は消えることはなかったのではないのでしょうか。僕はそうでした。

それが、僕の場合は、年を重ねるうちにいつの間にか、自分には同じプレーができないことを前提に、勝ち負けの結果を重視してスポーツを見ていたような気がします。

今回の会場での試合観戦は、これからスポーツを勝ち負けだけでなく、もう少し純粋なスポーツを楽しむ目で観てみようかな、と考える機会になりました。



将来の夢

弁護士 朝隈 朱絵

私の幼い頃から将来なりたい職業ランキングは、①獣医さん、②料理研究家、でした。

まず、②について。私は料理が趣味で、小学生の頃からよくお菓子作りをしていました。私は司法試験浪人の期間が長かったのですが、その間も、居酒屋でキッチンアルバイトをして、料理の腕を磨きました。アルバイト先では、先輩に調理方法や、盛りつけの仕方まで教えてもらったり、バイト仲間でキャベツの千切りのスピードをストップウォッチで計って競ったり、とても楽しいバイト生活でした。司法試験に

なかなか受からず、もう諦めかけていた頃には、料理の専門学校に行き直して、料理系の仕事に進路変更しようかなとも、本気で考えました。

次に①について。私が小さい頃、私の両親は焼き鳥屋を営んでいたのですが、その残飯を家に持ち帰って、近所の野良猫にあげていたため、我が家には、私が物心付く頃から、常に野良猫がいて、私は保育園や学校から帰ってきたら、その野良猫た



ちと遊ぶのが習慣になっていました。しかし、交通事故で死んでしまう子や、病気になるまで、とても悲しい思いをしていました。当時、我が家は到底裕福だといえるような家庭ではなかったため、病気になる子

を病院に連れて行ったり、避妊手術をする等、きちんとした飼い方ができていなかったのです。なので、私は、その頃から大人になつたら、自分が獣医さんになって、世の中の恵まれない動物たちの病気を片っ端から治してあげよう!と、固く決意していたのです。

医療器具を揃えるのに莫大な費用がかかるということ。そして、私は非常にそっかし性格なので、医療ミスをしよっちゅう起こしてしまうのは目に見えているから、命を扱う職業だけには就くべきでないこと。そして、獣医なんて、結局お金持ちの飼っている動物を見て稼ぐ仕事なのであり、私が夢見ているような、野良猫野良犬ばかり見る働き方をしていては、自分が食べて行けない、現実を見なさいと。さらに、料理研究家についても、稼げないからやめておいた方がいいと一蹴されました。このようにして、私の幼い頃からの夢は、淡くも打ち砕かれたのです。

私の家系は、お世辞にも頭のいい家系とはいえないのですが、私は性格が真面目でコツコツ勉強をする性格だったので、家系の中では珍しく成績が良く、両親にとっては、頭のいい子であり、期待が大きかったようです。「文系に進むなら、その頂点の司法試験を目指し!!」と、母親に言われたのです。私は獣医・料理研究家という夢を失い、他には特になりたいものはなかったもので、「もう、それでいいやあ〜」と、弁護士という仕事はどういう仕事なのかよくわからないまま、文系に進みました。このようにして、私は、弁護士に向けての道を歩むことになったのです。

私は、このようなユルユルな動機で、弁護士になり、働き始めた訳ですが、実際に働き始めてみると、弁護士に依頼するなんて、その人の人生の中で1度あるかないかという重大な局面で、そこでその人の力になれるというのには、とてもやりがいのある職業だと、改めて思っています。事務所から、「本気でこれから人生をやり直そうと思うよ」という手紙が来たり、依頼者から感謝され、先生で良かったという言葉ももらえたり。弁護士というのは場合によっては、人の人生を左右するような仕事であり、責任重大だけど、本当にやりがいのある仕事だと思えます。仕事をする中でイヤな思いをすることも多々ありますが、くじけず、これから頑張っていこう!!と、弁護士になって1年半経ち、気持ちも固まってきたところです。

だけど、たまにはゆっくり料理もしたいなあ、慌ただしい毎日の中、思います。もつとテキパキ仕事をこなせる弁護士になれるように、日々、研磨です。

一口法律相談

Bは、Aから独身だと言われて、つきあい始めたが、その後Aから「実は結婚しているが、妻とは不仲であって長らく家庭内別居状態であり、妻と別れて結婚する。」といわれ、その言葉を信じて肉体関係を持ち、その後妊娠したところ、Aは元々結婚する気はなかったため、Bを避け始め別の女性とつきあい始めた。BはAに慰謝料請求したいが認められるか？



弁護士 田邊 匡彦

1 Aが結婚していることを知った後にも関係を持ったBは、Aの妻に慰謝料を支払わないといけないか？

答えは、YES。夫婦の一方が故意過失に基づき、不貞行為開始時において夫婦関係が破綻していない限り、原則として不法行為が成立し慰謝料支払い義務が生じます。不貞行為の途中から相手方が既婚者であると知ったときは、直ぐに関係を絶てば、不法行為にはならない可能性が高いと思いますが、その後も関係を続けられれば、原則として、それ以降の肉体関係が不法行為となり、Aの妻に対して慰謝料支払い義務を負うこととなります。

2 BはAに結婚すると騙されて関係を続けたのであり、Aが結婚していたことを知っていてもAに対しては慰謝料請求できるのではないか？

最高裁は、慰謝料請求できる場合があること



を認めています(最判昭44・9・26)。「女性が、その情交関係を結んだ動機が主として男性の詐言を信じたことに原因している場合において、男性側の情交関係を結んだ動機その詐言の内容程度及びその内容についての女性の認識等諸般の事情を斟酌し、右情交関係を誘起した責任が主として男性側にあり、女性の側におけるその動機に内在する不法の程度に比し、男性の側における違法性が著しく大きいものと評価できるときには、女性の男性に対する貞操等の侵害を理由とする慰謝料請求は許容されるべきである。」とし、民法708条(不法原因給付)の精神に反しない場合があるとしています。

但し、不貞行為を行っていた両者の不法性を比較した上

で結論を出すことになるので、同様の類型についての下級審判例を見ても慰謝料を認めたもの(東京地裁平24・11・29判決、東京地裁平25・4・17判決、長野家裁諏訪支部平23・12・13判決)もあれば、否定したもの(東京地裁平25・2・6判決)もあります。

具体的に事実関係を検討し、請求して認められるか否かを判断する必要があります。

相談時間を延長しました 相談は事前予約をおねがいします

月曜日 午前10時00分～午後8時00分まで
 火曜日～金曜日 午前10時00分～午後6時00分まで
 土曜日 午前9時30分～午前11時30分まで
 日曜・祝日はお休みです

=相談予約受付時間=
 平日(土・日・祝日を除く)午前9時から午後5時までにお電話下さい。



お知らせ 8月13日～15日は、夏季休暇のためお休みします。